

電子納品に関する手引き(案)

平成18年 4月

沖縄県 土木建築部

目 次

1	電子納品に関する手引き(案)の取扱い	1
1-1	目的	1
1-2	標準的な電子納品の流れ.....	2
2	業務成果品（工事完成図書）の電子納品に関する事項	3
2-1	電子納品の実施にあたっての留意事項.....	3
2-1-1	特記仕様書への記載方法	3
2-2	電子成果品の作成（沖縄県独自運用）	4
2-2-1	図面ファイル.....	4
2-2-2	写真ファイル.....	4
2-2-3	電子媒体	4
2-2-4	完成検査の準備	4
2-2-5	納品時における電子成果品の確認	5
3	沖縄県の電子納品の運用	5
3-1	沖縄県土木建築部の電子納品独自運用表	5

1 電子納品に関する手引き(案)の取扱い目的

1 - 1 目的

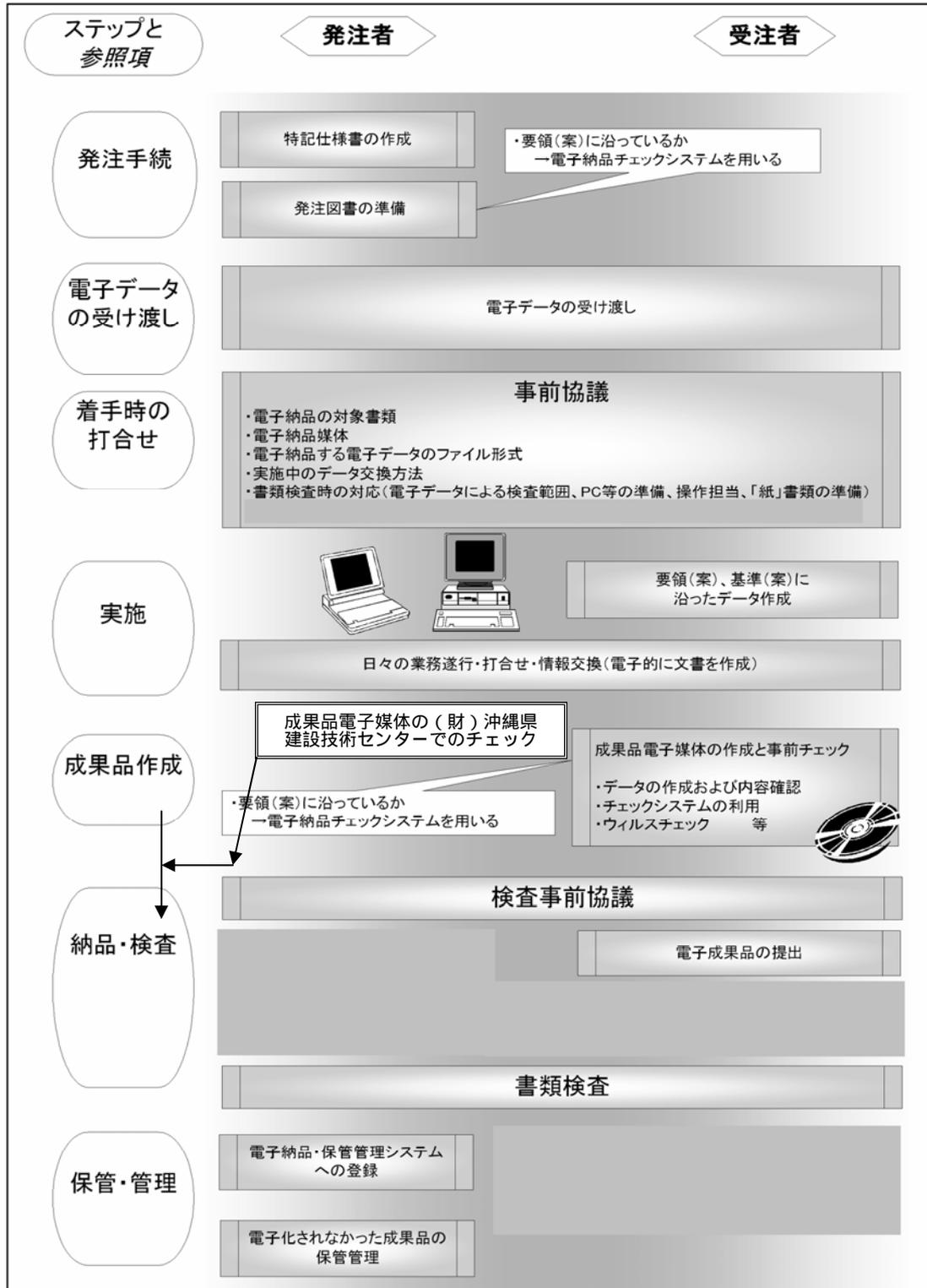
電子納品に関する手引き(案)(以下、本手引き(案))は、沖縄県土木建築部が平成18年4月以降に実施する業務・工事における電子納品に対応するために、発注者及び受注者に向けて作成したものである。

沖縄県土木建築部の電子納品の運用は、国土交通省の定めた各種電子納品要領等(以下、「要領」)を準用し実施しているが、本手引き(案)は、一部要領に依らない沖縄県独自の運用についてまとめたものである。

本手引き(案)は、沖縄県独自運用の変更・追加等にあわせて適宜、改訂していくものである。

1 - 2 標準的な電子納品の流れ

図 1-1 電子納品全体の流れ



2 業務成果（工事完成図書）の電子納品に関する事項

2-1 電子納品の実施にあたっての留意事項

2-1-1 特記仕様書への記載方法

特記仕様書記載例

第 条（電子納品）

本業務（工事）は、電子納品対象業務（工事）とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

尚、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

第 条（業務成果品（工事完成図書）の提出）

（財）沖縄県建設技術センター運用の場合に追加記述する

業務成果品（工事完成図書）は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「確認登録証」の発行を受けること。

業務成果品（工事完成図書）は、電子媒体（CD-R）で（正）1部提出する。

「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。

尚、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上決定すること。

2-2 電子成果品の作成（沖縄県独自運用）

2-2-1 図面ファイル

(1) 発注図専用レイヤ

発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤを設ける。
レイヤ名は、C - S P Cとする。

(2) 線の太さ

線の太さの許容値は、 $\pm 0.01\text{mm}$ とする。

(3) 線色

線色の許容値は、RGBの $\pm 5\%$ とする。

(4) 完成図面のオリジナルファイル

図面ファイルの元となるオリジナルファイルは、電子納品することを妨げない。
電子納品を行う際には以下の内容に配慮する。

ただし、完成図面のオリジナルファイルの電子納品は、あくまで受発注者協議で必要と判断される場合に限る。

1) オリジナルファイルの提出

オリジナルファイルは電子納品対象外であるため、電子納品を求める場合には、工事着手時に受発注者間で協議を行い納品の有無を決定する。その際、発注者はオリジナルファイルの提出により電子納品媒体が複数枚に及ぶ場合など、本来の電子成果品の作成に支障が無いよう配慮する。

2) オリジナルファイルのファイル形式

オリジナルファイルのファイル形式は、受発注者協議によりファイル形式を決定する。

3) オリジナルファイルの格納場所

オリジナルファイルのデータ格納場所は「DRAWINGF/OTHRs」とする。管理ファイルには、オリジナルファイルに関する情報を記述する。

2-2-2 写真ファイル

写真管理項目

着手前、完成後の写真の管理項目（写真情報 代表写真）には、「1」を記入する。

2-2-3 電子媒体

電子媒体（CD-R）は、（正）のみ1部提出する。

2-2-4 完成検査の準備

受注業者は、完成検査前に（財）沖縄県建設技術センター（以下「建設技術センター」という）にて、要領に則り電子成果品が作成されているかチェックを受け、建設技術センターの発行する「確認登録証」を持って、完成検査に臨む。

2-2-5 納品時における電子成果品の確認

発注担当者は、完成検査等で電子成果品のデータに修正が生じた場合は、再度建設技術センターのチェックを受けたか「確認登録証」にて確認する。

3 沖縄県の電子納品の運用

3-1 沖縄県土木建築部の電子納品独自運用表

(1) 土木設計業務（工事完成図書）の電子納品要領(案) 等関連

No.	協議事項	沖縄県土木建築部独自運用	解説(補足説明)	
1	全般	成果品にビューアソフトを入れることについて	電子納品要領(案)で決められているフォルダ外に、要領(案)に沿って(ISO9660で、管理ファイルには入力しない)納品する。	国交省のQ&Aでは原則、電子媒体には成果品以外は格納しないとなっているが、当面の措置としての運用である。
2	業務	報告書ファイルのフォントの埋め込みのチェックについて	フォントの埋め込みのチェックはしない。	国交省のQ&Aではフォントの埋め込みを行わない理由についてファイルの容量を小さくするためであるとしている。フォントの埋め込みを行うことにより文字化けを防ぐことができる。フォントの埋め込みによって見読性、永続性に問題はないものと考えられる。よってフォントの埋め込みはチェックしない。
3	業務	報告書ファイルの禁則文字のチェックについて	禁則文字のチェックを行い結果書に載せるが、修正は求めない。	
4	全般	設計書コード及び工事番号について	設計書コード及び工事番号とは、入札執行結果表(契約保証用)の工事契約コード、監督員通知書及び調査職員通知書の施行番号のことである。	
5	全般	業務管理ファイル、工事管理ファイルの場所情報 境界座標で場所が特定できない場合について	沖縄県全域を指定する。要領(案)の「99999999」とは記さず、下記沖縄県全域が入るように座標を入れる。 記 西側境界座標経度 1225500 東側境界座標経度 1312100 北側境界座標経度 0275400 南側境界座標経度 0240000	
6	業務	管理ファイルの項目においてデータ値が小さいため要領(案)通りだと0になってしまう場合について	実数値で記入する。	測量情報管理項目の面積についての運用である。

*:要領(案)<土木設計業務等の電子納品要領(案) 工事完成図書の電子納品要領(案) 測量成果電子納品要領(案) 平成16年6月>

(2) デジタル写真管理情報基準(案)関連

No.	項目	沖縄県土木建築部独自運用	解説(補足説明)
1	写真管理項目	代表写真(基準(案)P5) 着手前、完成後の写真の管理項目には、「1」を必須記入する。	保管管理システムでの利用の為。

*:基準(案)<デジタル写真管理情報基準(案) 平成 18 年 1 月>

(3) CAD製図基準(案) 関連

No.	項目	沖縄県土木建築部独自運用	解説(補足説明)
1	CAD	埋設物の表示について	受発注者間の協議により埋設物に破線を適用する。(破線による埋設物表現のための新たなレイヤの追加はしなくて良い)
2		位置図にラスターデータが使用される場合の縮尺について	位置図にラスターデータが使用される場合の縮尺は 1 / 1 でも良い。 SXF の仕様によりラスターデータは自動的に 1/1 となるため、位置図にラスターデータが使用される場合の運用である。
3		完成図面フォルダ(DRAWINGF フォルダ)に電子納品対象外のオリジナル CAD データを納品する場合について	協議により電子納品対象外のオリジナル CAD データを納品する場合、DRAWINGF フォルダに OTHERS サブフォルダを作成し、オリジナル CAD データを入れる。その時、管理ファイルには OTHERS サブフォルダに関する情報を記入する。 当面の措置としての運用である。
4		完成図の基準の適用年月について	完成図の適用年月は発注図(委託時点の基準)に合わせる。
5		文字高さ等の許容範囲について	<ul style="list-style-type: none"> 文字高さの許容範囲は、$\pm 0.1\text{mm}$。 余白の許容値は、20mm一線太さ。 色の許容値は、規定 RGB の $\pm 5\%$。 線太の許容値は、$\pm 0.01\text{mm}$。
6		発注図専用レイヤについて	発注者が発注範囲等を明示する発注図専用レイヤ(C - S P C)を設ける。
7		H T X T (旗揚げ)レイヤについて	受発注者協議により、旗揚げ以外の文字等を H T X T (旗揚げ)レイヤにを記入しても良い。 BGD や BMK に文字を記載する場合等の運用。
8		道路台帳の CAD 基準について	国土交通省 CAD 製図基準(案)にない、道路台帳に関する独自運用(案)を制定。 (財)沖縄県建設技術センター HP に「道路台帳 CAD 製図の運用(案)」を掲載してある。

*:基準(案)<CAD 製図基準(案) 平成 16 年 6 月>